

二宮町教育委員会の後援等に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国及び地方公共団体を除く、教育文化事業等を行う各種団体（以下「主催者」という。）に対し、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援、協力を承認するにあたり、その承認基準及び手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において「後援」とは、各種団体が行う事業について、教育委員会がその趣旨に賛同し、単に「後援」の名義を使用させることをいい、「協力」とは、各種団体が行う事業について、教育委員会がその趣旨に賛同し、物品の貸し出しなどを可能な範囲で援助することをいう。

（承認申請）

第3条 主催者が教育委員会の後援名義使用等の承認申請をする場合は、事業等を実施しようとする30日前までに、後援名義使用等承認申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合、当該事業計画書、事業予算書（参加料等を徴収する場合のみ）及び団体の活動内容等、審査に必要な書類を添付しなければならない。

（承認基準等）

第4条 教育委員会は、後援名義使用等承認申請書を受理したときは、次に定める承認基準に基づき、その内容を審査し、その可否につき申請者に対し速やかに後援名義使用等承認書（第2号様式）又は後援名義使用等不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（1）主催者についての承認基準

- ① 学校教育及び社会教育関係団体、その他教育委員会が適当と認める団体等で、主催者の存在が明らかであること。
- ② 主催者の役員構成等が明らかであること。
- ③ 団体等の構成が全町的又は広域的規模で組織されていること。
- ④ 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意志と能力が十分であると判断されること。
- ⑤ 特定の政党や宗教、その他政治的団体及び宗教的団体を支持していないこと。

(2) 事業内容についての承認基準

- ① 特定の会員等を対象としない一般公開のもので、全町的又は広域的範囲を対象としていること。
- ② 事業等の目的及び内容が、町民の教育・学術・文化・体育等の向上・発展又は青少年の健全育成に寄与するものであること。
- ③ 政治的、教育的批判を目的とするものでないこと。
- ④ 参加料等を徴収する事業等にあつては、その額が事業の規模、内容に応じた適正な額で、営利を目的としないものであること。

(3) その他の承認基準

事業等の開催・開設の場所が、公衆衛生、災害防止等について十分な設備又は措置が講じられていること。

(承認条件)

第5条 申請後に事業計画を変更する場合には、事業変更申請書（第4号様式）により、直ちに変更申請を行うこと。

(2) 事業終了後、30日以内に事業終了報告書（第5号様式）を提出すること。

(3) 事業等を実施することにより、参加者との間に問題が生じた場合は主催者が処理すること。

(4) 事業等の開催にあたっては、危険防止等に十分な配慮をすること。

(5) 教育委員会に対する信頼を損なわないよう十分配慮すること。

(承認の取消し)

第6条 虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合又は教育委員会が取消しを必要と認めた場合は、その承認を取消することができる。

(免責)

第7条 いかなる場合においても、申請者が受ける損害等に対し、教育委員会は一切その責めを負わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、後援名義使用等に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。